

「第3次健康日本21旭川計画（案）」に対する 意見提出手続（パブリックコメント）の実施について

1 意見募集期間

令和5年12月22日（金）～令和6年1月26日（金）

2 意見募集のテーマ

「第3次健康日本21旭川計画（案）」に対する意見、提言など

3 提出方法

意見提出手続「意見書」に意見等を記入の上、次により提出

- (1) 郵便又は持参
- (2) ファクシミリ送信
- (3) 電子メール（Eメール）送信
- (4) 電子申請
- (5) その他 各支所及び各公民館等の窓口に設置する「意見書提出箱」に投函

4 意見の提出先とお問合せ先

〒070-8525

旭川市7条通9丁目 総合庁舎4階

旭川市保健所 健康推進課 健康推進係

電話：（0166）25-6315

FAX：（0166）26-7733

電子メール：kenkousuisin@city.asahikawa.lg.jp

5 意見募集用紙の配布場所

健康推進課（総合庁舎4階）、市政情報コーナー（総合庁舎1階）、各支所（出張所を含む）、東部まちづくりセンター、各公民館（分館を除く。）

6 添付書類

- (1) 第3次健康日本21旭川計画（案）概要版
- (2) 第3次健康日本21旭川計画（案）
- (3) 意見提出手続「意見書」

※計画（素案）については、第3回策定部会での意見及び庁内推進会議での意見を踏まえ、修正等を行ったものを計画（案）として、意見提出手続を行います。

7 意見提出手続の結果について

提出のあった意見と意見に対する市の考え方は、取りまとめを終え次第、意見募集用紙の配布場所において配布するとともに本市ホームページにおいて公表します。

8 今後の予定

意見提出手続での御意見等を踏まえ、最終案を第4回策定部会で審議保健所運営協議会の答申を経て、所要の修正等を行った上で、令和6年3月末日に決定令和6年4月1日施行を予定しています。